

## プロジェクト 資本の特徴を有する金融商品

## 項目 IASB から公表されたディスカッション・ペーパーへの対応の方針

**本資料の目的**

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2018 年 6 月 28 日にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「DP」という。）を公表した。コメント期限は 2019 年 1 月 7 日とされている。
2. 本テーマは、我が国にとって重要なテーマの 1 つと考えられるため、企業会計基準委員会としてのコメントを提出する予定である。
3. 本資料は、DP への対応の基本的な方針について検討することを目的としている。

**DP での検討課題とその対応の概要**

4. DP は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）で扱う金融負債と資本性金融商品の区分（請求権の区分）に関する課題への対応を検討している。IAS 第 32 号の課題は次のとおりである。
  - (1) 企業自身の株式の引渡しにより決済する請求権の区分の根拠が明確でなく、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「IASB 概念フレームワーク」という。）の負債の定義とも整合していない。
  - (2) 区分の根拠が明確でないため、ガイダンスのない請求権の区分に課題が生じている。
  - (3) 金融負債と資本性金融商品の区分は、対象となる請求権の特性の一部しか情報提供できない。
5. 前項の課題がある一方、DP で以下の記述が見られるように、IAS 第 32 号の課題は一部の金融商品を対象とするものであり、IAS 第 32 号の根本的な見直しは不要とされた。

1. 15 当審議会が IAS 第 32 号について識別した課題にかかわらず、当審議会は、IAS 第 32 号の適用により生じる分類結果の全部、あるいは大部分でさえも、再検討する必要があるという証拠をほとんど見出さなかった。当審議会は次のように考えた。

	<p>(a) 大部分の金融商品については、IAS 第 32 号の適用は財務諸表利用者には有用な情報を提供し、作成者にとって適用上の課題をほとんど生じさせない。</p> <p>(b) IAS 第 32 号についての問題点は、2007 年から 2008 年の世界的な金融危機の結果として明白ではなかった。ただし、危機への対応の手段として普及した一部の金融商品（一部の種類の偶発転換社債）に IAS 第 32 号を適用する際に課題が生じている（1.25 項(b)参照）。</p>
1.16	<p>これらの所見に基づき、多くの ASAF メンバーが、要求事項の包括的な見直しを行うべきではあるが、当審議会は IAS 第 32 号における原則及び要求事項を無視して白紙で出発すべきではないと指摘した。ASAF メンバーは、よく理解されている分類結果を変更するアプローチを導入するのではなく、本プロジェクトは、金融負債と資本性金融商品の区別のための基礎となる根拠の識別に焦点を当てることによって、分類結果のより良い基礎を提供すべきであると提言した。</p>

6. こうした状況を踏まえて、DP は、IAS 第 32 号の区分を不用意に変更せず、区分の根拠の明確化とその適用に焦点を当てる方針を示している。具体的には、図表 1 の「IASB の選好するアプローチ」を示している。

図表 1 2つの特性の組合せによる「IASB の選好するアプローチ」

		金額特性の要件	
		企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がある	企業の利用可能な経済的資源とは独立の金額に対する義務がない
時点特性の要件	経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する義務がある	<p align="center"><b>負債</b></p> <p align="center">(例) 普通社債</p>	<p align="center"><b>負債</b></p> <p align="center">(例) 公正価値で償還され得る株式</p>
	経済的資源を清算時以外の所定の時点に移転する義務がない	<p align="center"><b>負債</b></p> <p align="center">(例) 株式決済社債</p>	<p align="center"><b>資本</b></p> <p align="center">(例) 普通株式</p>

7. また、第 4 項(3)への対応として請求権の特性の情報提供を改善できるように、各区分の中での財務諸表本体での表示や注記による開示の工夫を検討している。

## ASBJからのこれまでの意見発信

8. ASAF 会議で負債と資本の区分に関するリサーチ・プロジェクト（FICE プロジェクト）の議論が行われた際（2016年4月及び2017年3月）には、主に、損益にすべきものとそうでないものの区分が重要であること、及び、議論当時に俎上に上がっていた本資料の第6項と同様のアプローチはIAS第32号の要件を反映して複雑で、概念フレームワーク<sup>1</sup>への影響を懸念することを指摘した。

### (1) ASAF 会議（2016年4月）でのコメント

負債と資本の区分方法を検討する前に、当該区分によって何を達成するのかを検討することが必要である。資本拠出者へのリターンについて有用な情報を提供するためには、企業の財務業績に関する情報が最も重要であると考えられる。

### (2) ASAF 会議（2017年3月）でのコメント

ガンマ・アプローチ（DPにおける「IASBの選好するアプローチ」と同様のもの）は、全体的に複雑な印象で、金融商品に関する会計基準の簡素化とは逆行しているように思われる。また、IASBの取組みは、現行のIAS第32号における分類を正当化しているにすぎず、概念フレームワークにおける負債及び資本の定義への影響を考えると、2つの異なる切り口を組み合わせるべきではないと考える。

純利益とその他の包括利益（OCI）を峻別するためには理論的根拠が必要であると考えられるが、現状、概念フレームワークにおいて純利益が定義されておらず（概念フレームワークの改訂においても純利益を定義する予定もなく）、提案のように、一部の項目の変動をOCIとする理論的根拠が不明である。

負債と資本の区分は、損益に含めるべき項目と含めるべきでない項目を区分するうえで重要なものである。提案のように負債と資本の区分によって利益の帰属が自動的に決まるとするのではなく、利益が誰に帰属するのかを考慮に入れたうえで負債と資本の区分を検討すべきと考える。

---

<sup>1</sup> IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」を2018年3月に改訂公表した。当該改訂により純利益（profit or loss）に関する説明（「純損益計算書は、企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉である」）は追加されたが、純利益の定義は設けられていない。

## DP への対応の検討

9. 前項の懸念を整理すると次のようになる。
- (1) 本プロジェクトでは、様々な課題の指摘に対応して検討が行われているにも関わらず、基本的に IAS 第 32 号の分類結果を維持し、当該要件をサポートするために多くのリソースを費やすこととなっていると考えられる。
  - (2) ガンマ・アプローチは、時点特性の要件と金額特性の要件を組み合わせた複雑なものであると考えられ、概念フレームワークにおける負債と資本の定義への影響が懸念される。
  - (3) 概念フレームワークにおいて純利益が定義されていない中で、一部の項目の変動を OCI とする根拠が十分でないと考えられる。
  - (4) 負債と資本の区分は、損益に含めるべき項目と含めるべきでない項目を区分する役割があるが、ガンマ・アプローチがその役割にどのように役立つか明確でないと考えられる。
10. これらの懸念に関して、DP の提案はこれまでの ASAF 会議で議論された案と同様であることを踏まえると、DP の提案に対しても同様の懸念があるものと考えられる。このため、今後の DP への対応は、これまで指摘した前項の懸念を基礎として展開していくことが考えられるが、今後の時間軸を考慮し、対応を以下の 2 つに分けることが考えられる。
- (1) 2018 年 10 月開催の ASAF 会議への対応
  - (2) (1) の ASAF 会議後の対応

### (2018 年 10 月開催の ASAF 会議への対応)

11. 時間的な制約があることを踏まえ、DP の主要な提案を理解するとともに、これまでの ASAF 会議でのコメントを基礎として発言案を検討することが考えられる。

### (ASAF 会議後の対応)

12. 国際的な議論を喚起するため、これまで指摘した本資料の第 9 項の懸念を基礎として、対案を検討することが考えられる。

**ディスカッション・ポイント**

2018年10月のASAF会議への対応案（第11項）及びASAF会議後の対応案（第12項）について、ご意見を伺いたい。

以 上